

H13.1 施行

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

○ 基本原則、○ 国、地方自治体、事業者、国民の責務、○ 国の施策

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本

〈廃棄物の適正処理〉

〈3Rの推進〉

H22.5 一部改正

[一般的な仕組みの確立]

廃棄物処理法

- ①廃棄物の排出抑制
- ②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定 等

H13.4 全面改正施行

資源有効利用促進法

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材料等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

容器包装 リサイクル法

完全施行 H12.4
一部改正 H18.6

- ・容器包装の市町村による分別収集
- ・容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化

家電 リサイクル法

完全施行 H13.4
一部改正 H21.4

- ・廃家電を小売店等が消費者より引取
- ・製造業者等による再商品化

食品 リサイクル法

完全施行 H13.5
一部改正 H19.6

- ・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用等

建設 リサイクル法

完全施行 H14.5

- ・工事の受注者が建築物の分別解体等
- ・建設廃材等の再資源化等

自動車 リサイクル法

一部施行 H15.1
完全施行 H17.1

- ・関係業者が使用済み自動車の引取、フロンの回収、解体破碎
- ・製造業者等がエアバッグ・シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊

小型家電 リサイクル法

完全施行 H25.4

- ・使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化

グリーン購入法(国等が率先して再生品などの調達を推進)

H13.4 完全施行